

最近寄せられた『よくある質問』集－その50－

## ①就業規則の一括届出

## ②フレックスタイム制における労働時間管理

問一 当社は、このたび、  
就業規則の変更を機に、  
就業規則全文を冊子にま  
で

答一 労働基準法（以下  
「法」と略します）89条  
では、常時10人以上の労  
働者を使用する使用者に  
対し、就業規則を作成し、  
労働基準監督署（以下「署」  
と略します）へ届け出る  
ことを義務づけています。

そして、この場合の届出  
は、一の独立の事業を単  
位として行う（規模が著  
しく小さく独立性がない  
出張所などは上位機構と  
一括する）こととされて  
いますので、本社、支店、  
工場などでそれぞれ届出  
が必要となります。こ  
の場合に届出手続を簡単  
にするには、二つの方法  
があります。

とめました。これを労働  
基準監督署へ届け出ること  
としていますが、全国  
に支店、工場などがあり、  
一つの監督署管内に複数  
の出先がある場合もあり  
ますが、簡単な届出方法  
はないでしょうか。



まず、同一の署管内に  
2以上の事業場がある時  
の届出については、「当  
該企業内の組織上、各事  
業場の長より上位の使用  
者が取りまとめて届出を行  
うことは差し支えない。

次に、複数の事業場を  
有する企業が、本社にお  
いて一括して就業規則の  
作成等を行い、企業の全  
ての事業場の就業規則を  
取りまとめ、本社所在地  
を管轄する署（以下「本  
社管轄署」と略します）

問二 当社はフレックス  
タイム制を採っており、  
始業、終業の時刻を労働  
者に委ねていますので、  
労働時間を把握しなくて  
も良いでしようか。

答二 フレックスタイム  
制とは、法32条の3の規  
定により、清算期間（1  
カ月以内の一定期間）の  
31基発168号）。

に届け出る手続も認めら  
れています（平15・2・  
15基発0215001号）。  
この手続は、本社から本  
社管轄署へ全国の出先の  
就業規則を届け出るもの  
で、届出手続は一度に済  
みますが、届出対象の事  
業場数の就業規則の提出  
が必要なことと、本社管

轄署以外の署に係る就業  
規則の控に署の受付印が  
押印されないというデメ  
リットがあります。

なお、いずれの場合に  
も、各事業場の労働者代  
表の意見書と届出対象事  
業場の名称、所在地を記  
したリストを添付する必  
要があります。

次に、複数の事業場を  
有する企業が、本社にお  
いて一括して就業規則の  
作成等を行い、企業の全  
ての事業場の就業規則を  
取りまとめ、本社所在地  
を管轄する署（以下「本  
社管轄署」と略します）

総労働時間を定めておき、  
労働者がその範囲内で各  
日の始業・終業時刻を自  
ら決定して働く制度です。  
したがって、会社は労  
働者に始業・終業時刻を  
指示することはできませ  
んが、会社には労働時間  
を把握する義務がありま  
すので、対象労働者の毎  
日の労働時間を把握しな  
ければなりません（昭63・  
3・14基発150号）。

そして、時間外労働、深  
夜労働があれば割増賃金  
を支払い、時間外労働が  
月100時間を超える者に  
の蓄積が認められる者は、  
医師による面接指導を  
を行う必要があります。  
なお、フレックスタイ  
ム制においては、清算期  
間ににおける法定労働時間  
の総枠（清算期間の暦日  
数×週法定労働時間÷7）  
を超えた時間が時間外労  
働となります（昭63・1・  
1基発1号、平11・3・  
11基発168号）。